

第十九号議案

江戸川区総合文化センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区総合文化センター条例の一部を改正する条例

江戸川区総合文化センター条例（昭和五十七年七月江戸川区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「区民」を「江戸川区民」に改める。

第三条第三号中「その他区長」を「前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第六条第四項中「減額」を「減額し、」に改める。

第九条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「規定」を「規程」に改め、同条第三号中「利用」を「利用が」に改める。

第十一条の見出し中「譲渡」を「譲渡等」に改める。

第十二条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十五条中「の各号」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第六条関係）

施設利用料金

第19号議案

	大ホ 施 設 ↓									施設	利用区分	
	屋第八楽	屋第七楽	屋第六楽	屋第五楽	屋第四楽	屋第三楽	屋第二楽	屋第一楽	大ホ ↓			
平日	/	/	/	/	/	/	/	/	平日	平日	別曜日等の	
一四、一五〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	九五〇円	八四〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	一、五七〇円	一、二五〇円	五六、五七〇円	四七、一五〇円	午前九時～正午	午前の部
二八、二八〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	九五〇円	八四〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	一、五七〇円	一、二五〇円	一一三、一五〇円	九四、二八〇円	午後一時～午後四時三十分	午後の部
三五、四一〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	九五〇円	八四〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	一、五七〇円	一、二五〇円	一四一、四三〇円	一一七、八五〇円	午後九時三十分～午後五時三十分	夜間の部
七七、八四〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	二、八五〇円	二、五二〇円	六、三〇〇円	六、三〇〇円	四、七一〇円	三、七五〇円	三一、一五〇円	二五九、二八〇円	午前九時～午後九時三十分	全日

単位時間

(施 行 期 日)
付 則

諸室						ル小 施ホ 設				
ヤ展 ラ示 リギ	展 示 室	研 修 室	会 議 室	和 室	サ リ ル 室	屋 第 四 楽	屋 第 三 楽	屋 第 二 楽	屋 第 一 楽	ル小 ホ
										び日土 休曜曜 日日、 日及
	三、 七 七〇 円	七、 八 五〇 円	三、 一 五〇 円	一、 五 七〇 円	三、 三 五〇 円	一、 七 八〇 円	二、 一 〇〇 円	一、 一 五〇 円	一、 一 五〇 円	一 六、 九 七〇 円
	四、 九 二〇 円	一〇、 二 七〇 円	四、 〇 八〇 円	二、 一 〇〇 円	三、 三 五〇 円	一、 七 八〇 円	二、 一 〇〇 円	一、 一 五〇 円	一、 一 五〇 円	三 三、 九 五〇 円
	五、 六 五〇 円	一 一、 八 四〇 円	四、 七 二〇 円	二、 四 一〇 円	三、 三 五〇 円	一、 七 八〇 円	二、 一 〇〇 円	一、 一 五〇 円	一、 一 五〇 円	四 二、 四 三〇 円
無 料	一 四、 三 四〇 円	二 九、 九 六〇 円	一 一、 九 五〇 円	六、 〇 八〇 円	一 〇、 〇 五〇 円	五、 三 四〇 円	六、 三 〇〇 円	三、 四 五〇 円	三、 四 五〇 円	九 三、 三 五〇 円

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。